株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小森 裕作 様

京都市長 桝 本 賴 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について(通知)

平成18年9月29日付けで届出のあった大規模小売店舗について,大規模小売店舗立地法 (以下「法」という。)の規定により,下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヒマラヤ京都伏見店 京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町20-3外
- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに,大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成17年経済産業省告示 第85号)(以下「指針」という。)を勘案し,届出書類を総合的に検討したところ,本変更計画の実施により,周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し,市は意見を有しないものとします。

## 3 附帯意見

今後は,法第10条に規定するところにより,また,周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっても,周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い,当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

### 意見理由

### 1 現在の状況(立地状況)

当該商業施設は,都市計画法上の準工業地域にあたる。

周辺の状況は,北側に事務所,東側に油小路通を隔てて公園及び事務所,西側に事務 所及び駐車場があり,南側は店舗が立地している。

#### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において,従来の営業時間についての 質問が出された。

# 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

### 4 市の見解

今回の変更による影響について,指針に基づき検討した。

営業時間の延長により,一日あたりの総来客数が増加し,駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること,廃棄物等の排出量が増加すること,騒音について昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想されるが,以下の内容を踏まえた結果,周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

#### (1)駐車場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

### (2)駐輪場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

#### (3)廃棄物等の排出量の増加について

現状の排出量及び予測によれば現在の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。

## (4)昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについて

営業時間の変更に伴い、昼間の等価騒音レベルの値が上昇するが、室外機等の増設や位置の変更がないこと等から影響は少ないと考えられる。